

## 鳥取県障がい児者の在宅生活充実支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県障がい児者の在宅生活充実支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症予防のため在宅で過ごす障がい児者の生活の質の向上及び福祉の増進を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる者が行う同表の第2欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から寄付金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と100千円のいずれか低い額以下とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、補助事業に着手する30日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日を経過するまでの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 事業の中止
- (3) 事業の内容に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の知事が別に定める報告(以下「実績報告」という。)は、補助事業の完了の日から20日を経過する日又は事業を実施する日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類はそれぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの交付要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長が別に定める。

附則

(施行日)

この要綱は、令和2年7月6日から施行する。

別表（第3条関係）

第1欄	本事業の交付を受け ることができる者	新型コロナウイルス感染症予防のため在宅で過ごす障がい児者の生活の質の向上及び福祉の増進を目的として活動する 県内のNPO法人、社会福祉法人、任意団体等（以下、「団体等」という。）であって、補助事業を適正に執行するもの のうち、以下の要件を満たすもの。なお、共同実施とする場合は、補助事業者全体で要件を満たせばよいものとする。 ただし、既に本補助金の交付決定を受けた団体等は交付対象者から除くこととする。 ・概ね県内の在宅の障がい児者とその保護者及び支援者で構成されていること（ただし、「支援者」とは、団体等が活動 ・運営を行う上で具体的かつ継続的な役割を担っている者とし、単に会員登録をしていることや運営費等を負担・寄付 していることなどのみをもって「支援者」とはしないこととする） ・団体等の構成員のうち、障がい児者とその保護者の数を1とした場合、支援者の数が概ね3以内となること ・団体等の構成員が10名以上であること ・活動規模が県内かつ広域であること（「活動規模が広域である」とは、団体等の構成員の居住地が複数の市町村に及ぶ ことを指すものとする）
第2欄	補助事業	新型コロナウイルス感染症予防のため在宅で過ごす障がい児者の生活の質の向上及び福祉の増進を目的としたレクレー ション（体操・折り紙・ゲーム等）や創作活動事業。ただし、創作物を売却する等により利益を得る事業は除く。
第3欄	補助対象経費	報償費、旅費、宿泊費、需用費（賞品代、景品代及び性質・形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える 1万円以上の物品の購入経費は除く）、役務費、使用料及び賃借料のうち、以下の要件を満たす経費。 ・交付決定後から事業完了までに支出されたものであること ・専ら補助事業者の役員または職員に係る経費でないこと ・補助事業者の職員の給与その他人件費でないこと（ただし、補助事業を行う上で特別に雇い入れることに伴う人件費は 補助対象経費とする）
第4欄	補助率	10/10